⑸　工期　平成26年５月28日まで。
⑹　使用する主な資機材　空冷スクリュー冷凍機（167ＵＳＲＴ・冷房専用）12台、空冷式密閉冷却塔（1172kW・コイルＳＴＢ340ＥＧ）４台、空冷式密閉冷却塔（1959kW・コイルＳＵＳ304）４台、純水冷却水ポンプ（45kW）20台、その他ポンプ32台、冷却水配管　一式
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下､｢技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。
⑻　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システム
【文部科学省電子入札システムホームページ（http://portal.bid.mext.go.jp)】により行う。
なお､電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、本機構から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務取扱規則第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省における管工事に係る一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)を有し､｢一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の機械設備工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
⑸　共同企業体の構成員数は、２社又は３社とする。
⑹　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
⑺　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑻　共同企業体の代表者は､施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑼　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑼①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
⑽　工事全般の施工計画が適切であること。
⑾　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下｢資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照))。
⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照))。
⒁　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。
⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照)。

3　総合評価に関する事項
⑴　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお､｢ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は､｢工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える（入札説明書参照)。
⑵　評価項目　以下に示す項目を評価項目とする（詳細については入札説明書参照)。
①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画に関する事項
・維持管理を考慮した施工に関する提案
・純水系統冷却水の安定供給に資する配管工事工程における品質管理を考慮した提案
②　工事全般の施工計画に関する事項
⑶　評価の方法及び落札者の決定　入札参加者の評価項目を評価し、評価値＝{(標準点＋加算点)／(入札価格)} の最も高い者を落札者とする。落札の条件は、次のとおりとする。
①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
②　提案内容等が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下｢基準評価値」という。)を下回らないこと。
③　評価値の最も高い者が２人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒305―0801 茨城県つくば市大穂１－１　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構施設部施設企画課施設企画グループ　電話番号029―864―5175　電子メール　kojishikei@mail.kek.jp
⑵　入札説明書の交付期間、及び方法　平成25年１月25日（金）から平成25年２月14日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時（但し、最終日は午後２時)までとする。入札説明書の交付に当たっては無料とし、上記４⑴の電子メールアドレスに会社名及び連絡先等を明記した電子メールにより申し込むものとし、電子メールの件名は、【冷却水設備工事入札説明書希望】と記載すること。なお、入札説明書等は、電子メールによる申し込み受信確認後申込先にパスワードを送付し、本機構ホームページより取得するものとする。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成25年１月25日（金）から平成25年２月14日（木）午後２時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記４⑴に持参し又は郵送すること。(郵送の場合は、書留郵便等で上記の期日までに必着のこと。)
⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、場所及び方法　上記４⑶に同じ。
⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　競争参加資格の確認通知を受けた日の翌日から平成25年４月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時（但し、最終日は午後２時）までに上記４⑴に持参し又は郵送すること。(郵送の場合は、書留郵便等で上記の期日までに必着のこと。)